

Home made Bread ORANGE ふわしと米粉シフォン®認定規約

単発レッスン・認定講座開催・販売・レシピ登録等にあたり、以下の通り認定規約を定めます。（以下、「本規約」といいます。）

第1条（適用範囲）

本規約は、Home made Bread ORANGE(以下「弊社」といいます)が主催する【ふわしと米粉シフォン認定講座】（以下「本講座」といいます)に対して効力を生じます。本講座を申し込むにあたり、本規約の同意したものとみなし本規約が適用されます。

第2条（受講申し込み）

本講座の受講の申し込みは、弊社、または、認定講師が定める所定の方法に従って行うものとします。

第3条（受講契約の成立）

本講座の受講の申し込み後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。

第4条（受講料の額）

認定講座料 ￥66,000（税込み）

（うち、認定申請登録料￥27,500（内訳：初回登録費：￥5,500 認定証発行・手続き：￥22,000）*すべて税込）

担当認定講師は、認定講座を申し込みを受けた際、Home made Bread ORANGE本部に上記の認定申請登録料を支払うものとします。*但し材料価格の高騰などにより価格を改定する場合があります。

第5条（決算方法）

本講座の受講料の決済方法は次に定めるとおりです。

1. 弊社主催の受講においては、銀行振込一括払いのみとなります。受講料の全額を弊社が指定するゆうちょ口座にお振り込みください。
*振り込み手数料はお支払いいただく方の負担となります。
*振り込み先の口座は、受講申し込み後にメール等にてお知らせします。
2. 認定講師主催の受講においては、認定講師が定める所定の方法に従って行うものとします。

第6条（講座開催日前の解約）

弊社及び担当認定講師ともに、お申し込み決定後の返金は受け付けておりません。

第7条（講座開講日以降の解約）

弊社及び担当認定講師ともに、講座開講日以降の受講者様からの解約(受講契約の解除)は認められませんので、解約のお申し出をされても、受講料の返金は致しません。

第8条（講座の振替）

受講者が講座に出席できない場合（天災・体調不良等の不測の事態を含む）において、受講者が希望をし弊社が認める場合は、別の日程をもって開催される同一内容の講座に振り替えて出席することができます。

第9条（著作権）

本講座の受講において、受講者様が該当著作権を侵害する行為（次にあげる行為を含むがこれに限らない)を行うことを禁止します

- (1)本著作物などの内容(ふわしと米粉シフォン認定講座・レシピ等)のそのまます、自己または第三者の名を持ってSNSなどを通じて発信すること。
- (2)本講座及び単発レッスンでの制作過程の動画・写真撮影は、個人で確認のため使用する場合のみ可能としますが、第三者に見せる、SNS投稿は禁止します。

第10条（単発レッスンについて）

認定講師は、初回は【プレーン】レッスンの開催とし、初回受講後アレンジレッスンの開催を可能とします。☆試食に関しては、オンラインでは、対応できないことを受講者に事前に知らせておくものとします。また、アレンジレッスンとして、・14cmシフォン型・14cm17cmハート型・10cmシフォン型の組み合わせのレッスン可能とします。ただし、シフォンとロールレッスンは、スキルアップ講座〈ふわしと米粉シフォンdeロールマイスター講座〉を受講し認定後、レッスン・販売可能とします。

第11条（認定講座について）

ふわしと米粉シフォン認定講座講師認定後、単発レッスン・認定講座開講・シフォン販売（以下、「単発レッスン等」といいます。）可能。 但し、単発レッスン等においては【ふわしと米粉シフォン】の表記をすることとします。

認定講座後、ご自宅で焼かれた課題画像を提出していただき、担当講師によって、合格と判定された後の認定となります。

〈認定講座内容〉

◇実習

17センチ型を使用してプレーンシフォンを作り、焼き上がり冷めた後、型外し（手外し推奨）の方法をお伝えしていきます。

（型外しのシフォンは、おすすめシフォンで行うことができるものとします。）また、米粉カスタードも作っていくものとします。

◇座学

身近に手に入る米粉4種を使って、米粉の特性や選び方などの説明を行うものとします。（単発レッスンでは、行わないものとします。）

☆担当講師は、受講生からの課題提出の可否判定・フォローを行い、合格の際には、講師登録申請書の提出手続きするように伝えるものとします。

☆底面・側面・断面の画像を講師さんに送り、焼き具合3点を確認する）

- ・底面（底上げしていないか）
- ・側面（高さ・腰折れしていないか）
- ・断面（生地が詰まったりしていないか）

☆合格判定後、担当講師は、受講生をふわしと米粉シフォン認定講師のFacebookグループに招待するものとします。合格され認定講師になった際は、プレーン、甘酒シフォン、米粉カスタード、無料アレンジの単発レッスン・シフォン販売が可能となります。

☆ふわしと米粉シフォンのホームページ内の講師専用ページにも登録することが可能となります。

*ふわしと米粉シフォンをInstagramにポストする際は、4つは必ず書き込むものとします。

@home_made_bread_orange #ふわしと米粉シフォン

@fuwasito_comeco_chiffon #ふわしと米粉シフォン® ®は商標登録を表しています

第12条（単発レッスン・認定講座開催にあたっての厳守事項）

1. 講師が単発レッスン・認定講座募集・シフォン販売をする際は、【ふわしと米粉シフォン】ということ、明記するものとします。（ロゴマークはご自由にお使いください。）
2. 講師主催の講座で、宗教・ネットワークビジネス等の勧誘をしないものとします。
3. 本講座及び単発レッスンでの制作過程の動画・写真撮影は、個人で確認のため使用する場合のみ可能としますが、第三者に見せる、SNS投稿は禁止します。但し、講座中の制作過程がわからない形での教室全体・完成品を除きます。
4. 単発レッスン受講料は、指定金額の範囲内（シフォンレッスンは、最低¥5,000～。濃厚米粉カスタードは、最低¥3,000）で設定するものとします。初回は【プレーン】レッスンとし、初回受講後アレンジレッスンを受講可能とします。また、単発レッスン受講後に認定講座受講を受講希望した場合でも、認定講座料の割引は行わないものとします。
5. 講師が自ら主催した講座におけるトラブルについては、講師自身によって対応し、Home made Bread ORANGEは一切の責任を負わないものとします。
6. 「Home made Bread ORANGE」及び「ふわしと米粉シフォン®」の名誉を、SNS等で傷つける行為をしないものとします。
7. (1) 単発レッスンの中での無料アレンジレシピを使ったレッスンやシフォン販売は、可能とします。
(2) アレンジ考案条件 ①卵白卵黄は、卵の数を同量にすることとする。②ベーキングパウダーを使用しないこととする。③手に入りやすい材料を使用することとし、高額材料・海外輸入などは、使わないものとします。④プレーンや無料アレンジレシピに単に材料を追加するだけなどは、認めないものとします。）を満たしていれば、アレンジレシピの考案者は、本部にデータ化申請を行います。（以下「公認アレンジ」といいます。）アレンジレシピの考案者は、「公認アレンジ」の単発レッスン・シフォン販売ができ、ふわしと米粉シフォン認定講師のFacebookグループ上で認定講師にレシピ販売ができるものとします。購入した講師も、同様に単発レッスン・シフォン販売ができるものとします。購入希望・販売返事等は、必ずふわしと米粉シフォン認定講師のFacebookグループ上で行うこととします。
(3) アレンジレシピの考案者が認定資格解除になった場合、アレンジレシピ販売は停止し、アレンジレシピ購入済みの方に関しては、そのまま単発レッスン・シフォン販売ができるものとします。
(4) アレンジレシピの販売価格については、税込・データ料込の価格とします。この場合において、データ料は、「ふわしと米粉シフォン®」名称使用料として一律500円（税込）とします。
アレンジレシピの考案者は、アレンジレシピの販売を行った場合は、月末締め、翌月7日までにデータ料の支払いを行うものとします。さらに、アレンジレシピを購入した講師は、【認定講師〇〇の公認アレンジ△△】と表記するものとします。
8. (1) Home made Bread ORANGE本部の承諾なく、アレンジレシピの考案者の判断により、「公認アレンジ」の販売停止は認められないものとします。販売停止希望の際は、1ヶ月前までに本部に連絡するものとします。連絡を受けたHome made Bread ORANGE本部は、販売停止告知を行います。
(2) 認定講座受講者は、【講座申し込み及び、講師登録申請書】の提出を認定講座後の課題提出に合格してから、7日以内に行うものとします。提出していただいた書類は、返却しないものとします。
(3) 担当講師は、【講師認定証発行及び登録依頼書】の提出、及び、認定申請登録料の支払いを、毎月月末締め、翌月7日までに行うものとします。
(3) (1) (2) の手続き完了後、認定証を発行するものとします。

第13条（未成年の受講）

未成年者の受講に関しては、保護者の同意のもと、受講が可能とします。認定講座受講申し込み書の未成年者同意欄に署名・捺印を行うものとします。

第14条（禁止事項）

シフォン教室の運営（予定を含みます。）などを行っている同業者の方の認定講座の受講は、出来ないものとします。また、ふわしと米粉シフォンのレシピ・システムと類似のシフォン認定講座の開講は禁止するものとします。

第15条（損害賠償）

講師主催講座におけるトラブルを起因として、第三者よりHome made Bread ORANGEへ請求・訴訟が行われ、Home made Bread ORANGEが損害を負った場合、講師（講師資格を喪失した場合も含みます。）は、その一切（訴訟費用・弁護士費用を含む）の損害をHome made Bread ORANGEに賠償するものとします。また、本規約に定めた内容が守られず、弊社が損害を受けた場合は、損害の賠償を該当受講者に請求できるものとします。

第16条（免責事項）

天候、天災、交通機関の乱れ、講師の急病・事故・慶弔などのやむを得ない場合、本講座中止・閉鎖・中断・休講・変更できるものとします。変更により受講ができない場合で、且つ、振替等の代替措置も出来ないと受講者と弊社で合意した場合に、当講座についての受講料金を返金します。但し、弊社の責任は支払い済の受講料の返金に限られるものとし、中止・変更などにより生じた不利益については責任を負いかねます。

第17条（個人情報の取り扱いについて）

講師の個人情報は、ふわしと米粉シフォンのホームページに掲載してあるプライバシーポリシーの通りとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋またはこれに準ずる者等、反社会的勢力に該当する者の受講は、出来ないものとします。

第19条（規約の改訂）

Home made Bread ORANGEは、随時本規約を改訂することができるものとします。但し、改訂があった場合は、ふわしと米粉シフォンのホームページ上での開示、その他の方法で周知を図るものとします。

第20条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争については、疑義が生じた場合、又は、定めのない事項については、裁判所に移行することとし、福岡地方裁判所又は、福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（講師資格の喪失）

以下の事由により講師資格を失うものとする。なお、いかなる事情があっても講師認定登録料は返金しないものとします。

1. 本規約に違反したと認められた場合
2. 講師登録の抹消の意思表示があった場合
3. 講師が死亡した場合

制定 令和2年2月2日 改訂 令和5年12月7日 最終改訂